

- 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

法 律	施 行 令	施 行 規 則										
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p> <p style="text-align: right;">平成13年 6月22日 法律第 6 5 号</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的等) 第 1 条 この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、この法律に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の定めるところによる。</p> <p>(定 義) 第 2 条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物(廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)となったもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。</p> <p>2 この法律において「事業者」とは、第13条を除き、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令</p> <p style="text-align: right;">平成13年 6月22日 政令第 2 1 5 号</p> <p>(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物) 第 1 条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第 2 条第 1 項の政令で定める廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)とする。</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成13年 6月22日 環境省令第 2 3 号</p> <p>改正：平14環 5</p> <p>(定 義) 第 1 条 この省令において使用する用語は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準) 第 2 条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第25号)第 1 条の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したものについて、当該処理したものが、次の表の上欄に掲げる廃棄物である場合ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">一 廃油</td> <td>当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 kgにつき0.5mg以下であること。</td> </tr> <tr> <td>二 廃酸又は廃アルカリ</td> <td>当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 リットルにつき0.03mg以下であること。</td> </tr> <tr> <td>三 廃プラスチック類又は金属くず</td> <td>当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。</td> </tr> <tr> <td>四 陶磁器くず</td> <td>当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。</td> </tr> <tr> <td>五 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃</td> <td>当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液 1 リットルにつき0.003mg以下であること。</td> </tr> </table>	一 廃油	当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 kgにつき0.5mg以下であること。	二 廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 リットルにつき0.03mg以下であること。	三 廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。	四 陶磁器くず	当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。	五 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃	当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液 1 リットルにつき0.003mg以下であること。
一 廃油	当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 kgにつき0.5mg以下であること。											
二 廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 リットルにつき0.03mg以下であること。											
三 廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。											
四 陶磁器くず	当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。											
五 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃	当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液 1 リットルにつき0.003mg以下であること。											

法 律	施 行 令	施 行 規 則		
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">プラスチック類、 金属くず及び陶 磁器くず以外の 廃棄物</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">こと。</td> </tr> </table> <p>2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の2第51項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。</p>	プラスチック類、 金属くず及び陶 磁器くず以外の 廃棄物	こと。
プラスチック類、 金属くず及び陶 磁器くず以外の 廃棄物	こと。			
<p>（事業者の責務） 第3条 事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。</p> <p>（ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務） 第4条 ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者（以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>（国及び地方公共団体の責務） 第5条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。 3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画） 第6条 環境大臣は、廃棄物処理法第5条の2第1項に規定する基本方針に即して、環境省令で定めるところにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」という。）を定めなければならない。 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項 三 前2号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項 3 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>				
<p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画） 第7条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、廃棄物処理法第5条の3第1項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p>				

法 律	施 行 令	施 行 規 則
<p>2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項</p>		<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)</p> <p>第3条 法第7条第2項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとに定めること。</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の現状</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の確保のための方策</p> <p>ハ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に関する事項</p> <p>ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項</p> <p>三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項を定めること。</p> <p>四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な関係地方公共団体との連携に関する事項を定めること。</p> <p>五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるための方策に関する事項を定めること。</p> <p>六 前各号に規定するもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項であって必要と認められるものを定めること。</p>
<p>3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>		
<p>第二章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等</p> <p>(保管等の届出)</p> <p>第8条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分(再生することを含む。第21条を除き、以下同じ。)する者(以下「事業者等」という。)は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に届け出なければならない。</p>		<p>(保管等の状況の届出)</p> <p>第4条 法第8条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した様式第1号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に提出することにより行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業場の名称及び所在地</p> <p>三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量並びに保管又は処分の状況</p> <p>四 事業者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 資本の額又は出資の総額</p> <p>ロ 常時使用する従業員の数</p> <p>ハ 当該保管に係る事業の属する業種の種別</p> <p>ニ 法人にあっては、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人がある場合には、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに資本の額又は出資の総額</p> <p>五 前各号に規定するもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 事業者にあつては、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第12条の3第3項若しくは第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。次項において同じ。)を複写機により日本工業規格A列3番(以下この条において「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者にあつては、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票(廃棄物処理法第12条の3第1項の規定により交付された産業廃棄物管理票又は同条第2項後段の規定により回付された産業廃棄物管理票をいい、同条第3項若</p>

法 律	施 行 令	施 行 規 則
		<p>しくは第4項又は第12条の5第5項の規定により最終処分が終了した旨を記載したものに限る。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの</p> <p>三 その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類</p> <p>3 前項の場合において、当該年度の6月30日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため同項第1号又は第2号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類は、その送付又は通知のあった日から10日以内に提出すれば足りるものとする。</p> <p>4 第2項の場合において、廃棄物処理法第12条の5に規定するところにより電子情報処理組織を使用するため同項第1号又は第2号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付しなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、当該年度の6月30日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため前項の規定により添付しなければならないものとされている書類を添付することができないときは、当該書類は、その送付又は通知のあった日から10日以内に提出すれば足りるものとする。</p> <p>第5条 事業者等は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、その変更のあった日から10日以内に、様式第2号による届出書を当該変更の直前の事業場の所在地を管轄する都道府県知事及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(平成13年度における法第8条の規定による届出)</p> <p>附則 第2条 平成13年度における法第8条の規定による届出については、第4条第1項中「毎年度、前年度」とあるのは「平成13年7月15日」と、「保管及び処分」とあるのは「保管」と、「当該年度の6月30日」とあるのは「平成13年8月31日」と、「様式第1号」とあるのは「附則様式」とし、同条第2項(第3号に係る部分を除く。)及び第3項から第5項までの規定は、適用しない。</p> <p>(経過措置)</p> <p>附則 第3条 当分の間、第4条第1項中「設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長」とあるのは「設置する市にあっては、市長」と、様式第1号から様式第3号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」とする。</p> <p>(保管等の状況の届出)</p> <p>第5条 事業者等は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、その変更のあった日から10日以内に、様式第2号による届出書を当該変更の直前の事業場の所在地を管轄する都道府県知事及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>
<p>(保管等の状況の公表)</p> <p>第9条 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。</p>		<p>(保管等の状況の公表)</p> <p>第6条 法第9条の規定による公表は、第4条第1項に規定する届出書の副本並びに同条第2項及び第4項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供することにより行うものとする。</p>
<p>(期間内の処分)</p> <p>第10条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。</p>	<p>(処分の期間)</p> <p>第2条 法第10条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して15年とする。</p>	
<p>(譲渡し及び譲受けの制限)</p>		<p>(譲渡し及び譲受けの制限)</p>

法 律	施 行 令	施 行 規 則				
<p>第11条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。</p>		<p>第7条 法第11条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地方公共団体に譲り渡す場合 二 地方公共団体が譲り受ける場合 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であって、次に掲げる場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 都道府県知事が認めた場合 ロ 環境事業団に譲り渡す場合 ハ 環境事業団が譲り受ける場合 <p>第7条は平成14年3月7日環境省令第5号により改正。</p>				
<p>(承 継)</p> <p>第12条 事業者について相続、合併又は分割(その保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<p>(承継の届出)</p> <p>策8条 法第12条第2項の規定による届出は、様式第3号による届出書に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類を添付して、当該保管に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1391 587 2101 868"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1391 587 1541 724">相続</td> <td data-bbox="1541 587 2101 724"> <ul style="list-style-type: none"> 一 被相続人との続柄を証する書面 二 相続人の住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。次号において同じ。) 三 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 724 1541 868">合併又は分割</td> <td data-bbox="1541 724 2101 868"> <ul style="list-style-type: none"> 一 合併契約書又は分割契約書の写し 二 合併後存在する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部を承継した法人の定款及び登記簿の謄本 </td> </tr> </tbody> </table>	相続	<ul style="list-style-type: none"> 一 被相続人との続柄を証する書面 二 相続人の住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。次号において同じ。) 三 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し。 	合併又は分割	<ul style="list-style-type: none"> 一 合併契約書又は分割契約書の写し 二 合併後存在する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部を承継した法人の定款及び登記簿の謄本
相続	<ul style="list-style-type: none"> 一 被相続人との続柄を証する書面 二 相続人の住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。次号において同じ。) 三 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し。 					
合併又は分割	<ul style="list-style-type: none"> 一 合併契約書又は分割契約書の写し 二 合併後存在する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部を承継した法人の定款及び登記簿の謄本 					
<p>第三章 雑 則</p> <p>(ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置)</p> <p>第13条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を使用する事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について都道府県等が当該製品を使用する事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第14条 都道府県知事は、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>(協力の要請)</p> <p>第15条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル製造者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金のえんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第16条 環境大臣又は都道府県知事は、事業者が第10条の規定に違反した場合において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						

法 律	施 行 令	施 行 規 則
<p>2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p> <p>(報告の徴収) 第17条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に關し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>(立入検査等) 第18条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(緊急時における環境大臣の事務執行) 第19条 第16条第1項、第17条又は前条第1項の規定による環境大臣による命令、報告の徴収又はその職員による立入検査若しくは収去は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実かつ適正に処分されないことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。</p> <p>(国の措置) 第20条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備を推進し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(再審査請求) 第21条 第16条第1項の規定により保健所を設置する市又は特別区の長がした処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>(事務の区分) 第22条 第16条、第17条及び第18条第1項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行うこととされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p>(経過措置) 第23条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>第4章 罰則</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>		<p>(改善命令書の記載事項) 第9条 法第16条第2項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 講ずべきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等の措置の内容 二 命令の年月日及び履行期限 三 命令を行う理由</p>

法 律	施 行 令	施 行 規 則
<p>一 第11条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた者</p> <p>二 第16条第1項の規定による命令に違反した者</p> <p>第25条 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第12条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>三 第18条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令(平成13年6月22日政令第214号)により、平成13年7月15日に施行。〕</p> <p>(検 討)</p> <p>第2条 政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>この政令は、法の施行の日(平成13年7月15日)から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、法の施行の日(平成13年7月15日)から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>第3条 この法律の規定により特別区の長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都知事が管理し、及び執行するものとする。</p>	<p>(法附則第3条の政令で定める事務)</p> <p>第3条 法附則第3条の政令で定める事務は、法第8条、第9条、第12条第2項、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項に規定する事務とする。</p>	
<p>(政令への委任)</p> <p>第4条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>		